

# 監査報告書

平成20年6月13日

国立大学法人総合研究大学院大学

学長 高畑尚之 殿

国立大学法人総合研究大学院大学

監事 渡辺 興

監事 奥津



私ども監事は、国立大学法人法第11条の規程に基づき、国立大学法人総合研究大学院大学の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの平成19事業年度の業務及び財務についての監査を行いましたので、次のとおり報告します。

## 1. 監査の方法等の概要

役員会、経営協議会、教育研究評議会その他の法人の重要な会議に出席するほか、重要な法人文書の写し及び業務報告等を精査し、更に疑問点については理事等法人の関係者から内容を聴取することにより、法人の財産及び業務執行の状況を監査しました。

また、法人の関係者及び会計監査人から説明・報告を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 業務関係

国立大学法人総合研究大学院大学の平成19事業年度の事業は、法令及び法人の事業計画等に基づき運営されており、業務に重大な影響を与える不正、誤謬及び違法行為はないものと認めます。なお事業計画及び実績の公開に関しては、より積極的に進め、業務運営には一層の透明性の確立が要望されます。

### (2) 財務関係

- ① 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ② 財務諸表は、記載すべき事項を正しく示しているものと認めます。
- ③ 事業報告書(会計に関する部分に限る)は、国立大学法人総合研究大学院大学の事業の状況を正しく示しているものと認めます。
- ④ 決算報告書については、指摘事項は認められません。

以上